

薬生食輸発0405第1号  
平成30年4月5日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産ほうれんそう及びその加工品の加工企業リストの更新並びにタイ産ドリアン及びトルコ産アーモンド加工品の削除)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号により通知したところでは、

今般、中国政府から、冷凍ほうれんそう加工企業について新規登録の連絡があったことから、同通知の別表9を別紙のとおりとします。

また、タイ産ドリアンのメタラキシル及びメフェノキサム並びにトルコ産アーモンド加工品のアフラトキシンについては、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく申し上げます。

#### 記

##### 1. 別添1のタイの項中、

| 製品検査の対象食品等             | 条件 | 検査の項目           | 試験品採取の方法    | 検査の方法   | 検査を受けることを命ずる具体的理由                              |
|------------------------|----|-----------------|-------------|---|--|
| ドリアン及びその加工品（簡易な加工に限る。） |    | メタラキシル及びメフェノキサム | 別表1の3によること。 | 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 | 基準値(0.01ppm)を超えるメタラキシル及びメフェノキサムが検出されるおそれがあるため。 |

を削除し、

2. 別添1のトルコの項中、

| 製品検査の対象食品等                          | 条件 | 検査の項目  | 試験品採取の方法  | 検査の方法  | 検査を受けることを命ずる具体的理由                   |
|-------------------------------------|----|--|-----------|--|-------------------------------------|
| アーモンド加工品<br>(アーモンドを30%以上含有するものに限る。) |    | 総アフラトキシン（アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和） | 別表2によること。 | 平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。 | 総アフラトキシンが10μg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。 |

を削除する。